

VII 人権教育指導の手引

<資料編>



(オオシラヒゲソウ)

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」

＜実践編～個別的な人権課題に対する取組～＞

※ 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」の「実践編～個別的な人権課題に対する取組～」にある「個別的な人権課題に対する取組について（留意点）」と「取組に当たっての基本的な考え方・観点」について紹介します。

あわせて、長野県教育委員会が作成した個別的な人権課題に関わる資料や、目標例、取組例等も参考として掲載します。

1 個別的な人権課題に対する取組について（留意点）

- 人権教育の手法については、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる。個別的な視点からのアプローチに当たっては、地域の実情や対象者の発達段階などを踏まえつつ適切な取組を進めていく必要がある。
- 個別的な人権課題には様々な課題があり、政府の「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）や「人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省）においても、下に掲げるような各般の課題（※）を取り上げている。
- 学校教育においては、様々な人権課題の中から、子どもの発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、より身近な課題、児童生徒が主体的に学習できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、時機を捉えて、効果的に学習を進めていくことが求められる。
各教科等の学習において個別の人権課題に関わりのある内容を取り扱う際にも、教科等の目標やねらいを踏まえつつ、児童生徒一人一人が人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行っていくことが望ましい。
- 個別の人権課題に関する学習を進めるに当たり、児童生徒やその保護者、親族等の中に、当該人権課題の当事者等となっている者がいることも想定される。教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがあることを認識するとともに、個人情報の取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。
- 個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の関係法規等に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる当事者等への理解を深めることが重要である。

（実践編～個別的な人権課題に対する取組P1）


※ 「人権教育・啓発に関する基本計画」に示されている人権課題

- | | | | | | |
|----------|--------------------|-------|-------|--------------|----------|
| a 女性 | b 子ども | c 高齢者 | d 障害者 | e 同和問題 | f アイヌの人々 |
| g 外国人 | h HIV感染者・ハンセン病元患者等 | | | i 刑を終えて出所した人 | |
| j 犯罪被害者等 | k インターネットによる人権侵害 | | | l その他 | |


以上のことは、学校教育のみならず社会教育においても、指導者が社会教育において学習を進める際に、十分に配慮すべき内容といえます。

2 各人権課題に対する取組

a 女性

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>男女間の固定的役割分担意識が依然として強く残っているために、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずある。男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、我が国にとって緊要な課題となっている。</p> <p>このような中、性別に基づく固定的な役割分担を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野において男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要である。</p> <p>なお、学校における男女の扱い等については、「男女共同参画基本計画（第2次）」（平成17年12月27日閣議決定）の記述をも念頭に置きつつ的確に対応する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○夫やパートナーからの暴力（ドメスティックバイオレンス）や職場等におけるセクシャル・ハラスメントはもとより、性犯罪などの「女性に対する暴力」の問題も、解決すべき重要な問題であり、こうした問題を未然に防止するための意識を育てることが必要です。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会基本法 ・男女共同参画基本計画 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 ・ストーカー行為等の規制等に関する法律 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 ・女性に対する暴力の撤廃に関する宣言
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・性別による役割分担が女性の人権を侵害していないか身の回りの生活から見直す。 ・性的な違いを尊重しながら、男女共同参画社会の趣旨を理解し、その実現をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（らしきをこえて） ・『一緒にいこうよ』（つきたい仕事） ・『笑顔からはじまる人権』（これって「セクハラ」） ・『人権かるた』（H21, 1月作成） ・『人権つうしん36号』（身近であったあんなことこんなこと） ・『人権つうしん38号』（身近であったあんなことこんなこと Part2）
取 組 例	
<p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳での「男女仲よく協力し助け合う」「異性についての正しい理解」等の内容。 ○家庭科、社会科等での男女の協力・理解等の学習。 ○保健体育等での性教育における男女の協力・理解等の学習。 ○社会科での女性の人権確立運動の歴史学習。 ○キャリア教育と関わらせた男女共同参画の学習。 ○DV、デートDV、セクハラ、スクールセクハラ等の問題に関わる学習。 <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○DV、セクハラ、パワハラ等の問題に関わる学習の推進。 ○固定的な性的役割分担意識や就業分野等における男女の格差の解消に関する学習機会を設定していく。 ○ワーク・ライフバランス、職業生活と家庭・地域生活の両立を支援するための学習機会を積極的に設定する。 	

b 子ども

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、様々な国内法令や国際条約等においても、その基本原理ないし理念が示されている。</p> <p>しかしながら、我が国における子どもたちを取り巻く環境は、いじめ・校内暴力や、児童虐待、児童買春・児童ポルノなど、懸念すべき状況にある。</p> <p>大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識して、自らの責任を果たしていくことが求められており、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要がある。</p> <p>学校においては、人権尊重の意識を高める教育の一層の推進に努めるとともに、幼児児童生徒の人権に十分に配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるように努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○教職員は、職務上、児童虐待を発見しやすい立場にあることを再確認するとともに、虐待対応に関する教職員研修の充実を図る必要があります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法 ・児童虐待の防止等に関する法律 ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 ・児童憲章 ・児童の権利に関する条約
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・年齢にかかわらず互いの意見表明権を認め、自分と異なる意見も尊重して聞く態度を養う。 ・いじめや虐待等の人権侵害について、自らの課題として考え、協力して解決する。 ・幼・保、学校と家庭と社会が連携し、地域社会で子どもを育てる意識を醸成する。 ・子ども自身が権利の認識を深めると同時に、義務や責任についても考える。「子どもの権利条約」の趣旨を理解し、子どもは保護される存在だけでなく権利の主体であるという意識を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『集まってひとつの花～いじめのない集団づくりのために～』 ・『一緒に行こうよ』（子どもの権利条約を学ぼう） ・『人権教育だより76号』（人権教育Q&A子どもの権利条約） ・『人権教育だより77号』（Hさん、いつまでも僕のような者のために話し続けてください） ・『養護教諭のための児童虐待対応の手引』（文科省） ・『児童虐待防止と学校』（CD-ROM）（文科省） ・『笑顔からはじまる人権』（「こどもの心を耕す」とは） ・『人権かるた』（H21, 1月作成）
取 組 例	
<p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳での「友達と仲よくし、助け合う」「自分と異なる意見や立場を大切にする」等の内容。 ○いじめ被害者を講師とした講演会。 ○学級内のいじめ・からかい問題を扱った授業や生徒指導。 ○いじめを未然に防ぐ為のビデオ視聴をしての学習活動。 ○子どもの権利条約に関する学習。 ○虐待防止プログラムのワークショップ。 ○総合的な学習の時間、特別活動や技術・家庭での「幼児と触れ合う」交流活動、職業体験活動を通しての学習。 <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止に関わる地域・家庭への啓発活動。 ○子ども達の主体性、社会参加の権利を大切にした地域の取組。 	

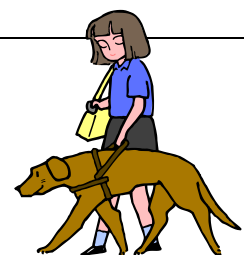
c 高齢者

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んできており、その進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。</p> <p>高齢者の人権に関わる問題としても、高齢者に対する身体的・精神的な虐待や、その有する財産権の侵害のほか、社会参加の困難性などが指摘されており、高齢者の人権について、国民の認識と理解を深めていくことが求められている。</p> <p>こうした動向等を踏まえ、学校教育においては、その教育活動全体を通じて、高齢者に対する尊敬や感謝の心を育てるとともに、高齢社会に対する基礎的理解や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。</p> <p>なお、一概に高齢者といっても、個々の状況にはそれぞれ個人差があることに留意する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>○高齢者の問題の中で、特に認知症の問題は、高齢者を、敬い、いたわる存在といった見方だけでなく、人間の尊厳、介護する家族への支援、福祉の在り方などからも考えなくてはならない問題です。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会対策基本法 ・高齢社会対策大綱 ・今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向～ゴールドプラン 21～ ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・高齢者のための国連原則 ・高齢化に関するマドリッド国際行動計画 2002
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな人生経験や熟達した技に対する尊敬の念を持つ ・介護や社会福祉のあり方について関心を持つ。 ・高齢者の生き方に学び、共に豊かに生きる社会をめざす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『人権教育だより 7 2号～7 4号』（中学生人権作文） ・『一緒にいこうよ』（ありがとうの笑顔に逢いたくて） ・『笑顔からはじまる人権』（「思いやり」ってどんなこと？） ・『人権つうしん 3 6号』（身近であったあんなことこんなこと） ・『人権つうしん 3 8号』（身近であったあんなことこんなこと Part2）（おばあちゃんのふしぎなバッグ） ・『人権かるた』（H21, 1月作成） ・『人権教育だより 7 8号』（高齢者との豊かな交流活動）
取 組 例	
<p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○道徳での「高齢者に、尊敬と感謝の気持ちを持って接する」等の内容。 ○総合的な学習の時間での高齢者施設との交流学习、職場体験活動。 ○社会科での高齢化社会に関する基礎知識や福祉、介護についての理解を深める学習。 ○パンフレット等を使用し認知症の理解を図る学習。 <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者への差別・偏見等の人権侵害の実態と改善の方向を考え合う研修の場を設ける。 ○認知症・うつ病等の高齢者がなりやすい病気の理解と、高齢者の介護の在り方について、家庭・地域の在り方を含めて考え合う研修の場を設定する。 	




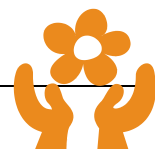
d 障害者

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>障害者基本法第3条第2項は、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障される権利」を有し、社会を構成する一員として、「あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ものとしている。</p> <p>しかしながら、現実には、障害のある人々は様々な物理的又は社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にある。また、障害者への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足が関わっている場合もある。</p> <p>このような中、学校教育においては、障害のある子どもとの交流教育をはじめ、教育活動全体を通じて、障害者に対する理解、社会的支援や介護・福祉などの課題に関する理解を深めさせる教育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法 ・障害者基本計画 ・重点施策実施5か年計画 ・障害者の雇用の促進等に関する法律 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・身体障害者補助犬法 ・障害者自立支援法 ・発達障害者支援法 ・障害者の権利に関する条約（仮称）
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・身体や精神などの様々な障害について、正しい理解と認識を深める。 ・障害のある方の思いや願いを知り、共に生きる社会にするにはどうしたら良いかを考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（どう思いますか）
取 組 例	
<p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習の時間や特別活動での障害の理解を図るための疑似体験活動や障害者施設との交流学习、職場体験活動。特別支援学校・学級との交流活動等。 ○道徳、国語、社会科等での障害者理解につながる学習。 ○保健体育での「障害の違いなどを超えて人々を結びつけていること」の学習や活動。 ○スペシャルオリンピックス（SO）、フロアホッケーに関わる学習。 <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する偏見や差別の実態及び障害者を理解するための研修の場を設ける。 ○障害者支援センターや授産施設などの視察研修を通して、障害のある人の環境や生活、また福祉施策についての理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『一緒にいこうよ』（先生、ぼく仕事できるんだよ） ・『人権教育だより75号・76号・78号』（中学生人権作文）



e 同和問題

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>同和問題に関する国民の差別意識は、「着実に解消に向けて進んでいる」が、「地域により程度の差はあるものの依然として根強く存在している」(平成11年7月人権擁護推進審議会答申)ことから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。</p> <p>同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、これまでの同和教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つととらえつつ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築する。</p> <p>学校教育においては、家庭及び地域社会と一体となった進学意欲と学力の向上を促進するとともに、同和問題の解決に向けた取組を推進していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同和対策審議会答申 ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について(意見具申)」 ・「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(閣議決定)」 ・同和関係特別対策の終了に伴う総務大臣談話
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題の歴史的経緯と差別の現実などについて理解と認識を深める。 ・当事者の思いや願いを知り、その生き方に学ぶ。 ・身近にある自分たちの問題として考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『同和問題学習展開案』(H20,3月作成) ・『人権教育だより76号』(人権教育Q&A同和問題の学習) (働くはかるから尊敬へ)
取 組 例	
<p><学校教育></p> <p>○社会科での、中世の庭造りや芸能への被差別民衆の貢献、江戸時代の身分制度、被差別部落の人々が医学の発展につくしたり解放運動に立ち上がったたりした歴史の学習。</p> <p>○結婚差別の問題や解放子ども会員の願いについて考え合う学習。</p> <p>○道徳や社会科等で「あけぼの」にある同和問題の教材を使った学習。</p> <p><社会教育></p> <p>○同和問題に対する正しい理解と認識を定着させるための研修会や自治会ごとの学習会、公民館の学習講座等の充実を図る。</p> <p>○同和問題解決を目指して取り組んだ人々の足跡や成果等を訪ねる現地学習やフィールドワークを行い、事実認識を確かにする。</p> <p>○学習の成果や取組の具体例について人権フェスティバルや住民集会等で発表し合う活動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』(ちがいのちがいの、ドキュメンタリー結婚) ・『ヒューマンライツインながの』(よかったね美穂ちゃん、医学の進歩を支えた人々、愛と自由のためにー高橋くら子との出会いー、今光っていたい) ・『人権つうしん36号』(10年後の同級会) ・『人権つうしん38号』(無名校の甲子園出場) ・『人権つうしん39号』(今、光っていたい〜娘の遺してくれたもの〜)(御巢鷹山を訪ねて) ・『参加型人権教育プログラム集』(H22,3月作成)(10年後の同級会)(長野県の人権ガイド「フィールドワーク」) ・『人権つうしん40号』(長野県人権教育リーダー研修会の記録<齋藤賢治氏の講演、トークセッションの記録>)(ほそ〜く、長〜〜く)
<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;">  <p>資料紹介 「あけぼの」(作成:長野県同和教育推進協議会)</p> <p>小学生の低学年, 中学年, 高学年向けと, 中学生向けがあり, 同和問題をはじめとして様々な人権課題について学習することができます。</p> </div>	



f アイヌの人々

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>アイヌの人々の文化や伝統は、今日では十分に保存・伝承が図られているとは言えない現状にある。</p> <p>また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、アイヌの人々が居住する地域において、他の人々となお格差があることが認められるほか、結婚や就職等における偏見や差別の問題がある。</p> <p>こうした中、国民一般がアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、アイヌの人々の人権を尊重する観点から、取組を推進することが求められている。</p> <p>学校教育では、アイヌの人々について、社会科等において取り上げられており、基本的人権の尊重の観点に立った教育を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> アイヌの人々の歴史や伝統、文化などについて正しい理解と認識を深める。 世界の少数民族についても関心を広げ理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 『ヒューマンライツインながの』(川村カネトの活躍) 『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』(飯田線とカネト) 『参加型人権教育プログラム集』(H22,3月作成)(飯田線とカネト)
取 組 例	
<p><学校教育></p> <p>○社会科でのアイヌの人々の生活文化や伝統についての学習。○読書活動でアイヌの民話を扱う取組。</p> <p>○「アイヌ民族：歴史と現在」等の冊子を利用した学習。</p> <p><社会教育></p> <p>○アイヌの人々の生活文化や伝統についての学習会の設定。</p> <p>○長野県におけるアイヌの人々の業績を学ぶ学習。</p>	



<資料紹介>

「アイヌ民族：歴史と現在 —未来を共に生きるために—」(発行：財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構)

アイヌ民族について、小学生、中学生が学習できるように作られた副読本が、各小中学校に1冊ずつ配布されています。

教師用指導書もあり、DVD資料の借用についての案内も掲載されています。

g 外国人

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>近年の国際化時代を反映して、我が国に在留する外国人は年々急増しており、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題のほか、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生している。</p> <p>このような中、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化や多様性を受け入れ、国際的視野に立って、一人一人の人権を尊重していく観点からの取組が求められる。</p> <p>学校においては、国際化の著しい進展を踏まえ、その教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図る。</p> <p>なお、外国人の人権に関する学習を進める際には、地域に在住する外国人や、地域の学校に在籍する外国人児童生徒等の実態を把握しておくことが重要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人登録法 ・難民の地位に関する条約 ・日韓法的地位協定 ・国際人権規約
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・日本に暮らす外国人の文化や生活様式に関心を持ち、互いの違いを理解し、尊重できるようになる。 ・地域社会で外国人と共に生きていくための具体的方法を考える。 ・違いや多様性を「豊かさ」ととらえて、共に生きる社会のあり方を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『ヒューマンライツインながの』（アフリカからの花嫁） ・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（予防接種のお知らせ） ・『笑顔からはじまる人権』（「はだいろ」って何色？） ・『一緒にいこうよ』（日本語学級との交流を通して） ・『参加型人権教育プログラム集』（H22,3月作成）（長野県の人権ガイド「長野朝鮮初中級学校」） ・『人権つうしん40号』（長野県人権教育リーダー研修会の記録＜金早雪先生の講演＞）
取 組 例	
<p><学校教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な学習の時間での地域で生活する外国の人達や日本語指導教室の友達との交流活動などの多文化共生を目指す取組。 ○国語・社会科・音楽・家庭科・外国語活動等での外国の文化を理解する学習。 ○美術での「美術を通じた国際理解」や保健体育での「民族や国…などを超えて人々を結びつけていること」の学習や活動。 ○道徳や社会科での人種差別の問題の学習。 ○在日韓国・朝鮮人、中国帰国者の問題の学習。 <p><社会教育></p> <ul style="list-style-type: none"> ○外国籍の人たちと地域の人たちとの相互理解を深めるための学習機会を充実させる。 ○外国籍の人たちを講師に招いて料理教室を行い、交流を深める。 ○公民館の連続講座として日本語教室を実施する。 	



h HIV感染者, ハンセン病元患者等

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>医学的に見て不正確な知識や思いこみ等による過度の危険意識の結果, 感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ, 患者, 元患者や家族に対する様々な人権問題が生じている。</p> <p>(HIV感染者等)</p> <p>HIV感染症は, その感染経路が特定している上, 感染力もそれほど強いものではないことから, 正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り, いたずらに感染を恐れる必要はなく, また, 近時の医学的知識の蓄積と新しい治療薬の開発等によってエイズの発症を遅らせたり, 症状を緩和させたりすることが可能になってきている。</p> <p>学校教育においては, エイズ教育の推進を通じて, 発達段階に応じて正しい知識を身につけさせることにより, エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別を解消する教育を推進する。</p> <p>なお, 指導に当たっては, 保健体育担当者や養護教諭との連携を図ることが重要である。</p> <p>(ハンセン元患者等)</p> <p>ハンセン病は, らい菌による感染症であるが, らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く, 発病した場合であっても, 現在では治療方法が確立している。また, 遺伝病でないことも判明している。</p> <p>したがって, ハンセン病患者を隔離する必要性は全くないが, 我が国では, 古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきた経緯があり, 「らい予防法の廃止に関する法律」の施行(平成8年)により隔離政策が終了した後も, 療養所入所者の多くは, 長期間にわたる隔離などによって, 家族や親族などとの関係を絶たれ, また, 入所者自身の高齢化等により, 病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど, 社会復帰が困難な状況にある。</p> <p>政府においては, ハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて, 啓発資料の作成・配布などによる啓発活動を推進しており, 学校教育においても啓発資料の適切な活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 ・エイズ問題総合対策大綱 ・らい予防法の廃止に関する法律 ・ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律 ・ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染者, エイズ患者, ハンセン病元患者等への正しい理解と認識を深める。 ・当事者の思いや願いを知り, その生き方に学ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『人権教育だより76号』(ハンセン病療養所「栗生楽泉園」への訪問) ・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』(HIV感染者等の人権) ・『一緒にいこうよ』(共に生きる力を育てるエイズ学習) ・パンフレット『ハンセン病について考えてみませんか!』(長野県) ・パンフレット『ハンセン病
<p style="text-align: center;">取 組 例</p> <p>HIV感染者等</p> <p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○当事者・支援者の講演・交流学习などの取組。 ○保健体育の学習と関連させて感染者の人権について学習。ウィルス性肝炎, 新型インフルエンザに関わる学習。 <p><社会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○HIV感染者やエイズ患者に対する偏見や差別を解消するための学習会を設定し, 予防を含めた正しい知識の普及を図る。 	

<p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○当事者・支援者の講演・交流学习などの取組。 ○国や県のパンフレットを利用した学習。 ○保健体育の学習と関連させて元感染者の人権について学習。 <p><社会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ハンセン病問題に対する正しい理解を深める。 ○当事者・支援者の講演・療養所訪問などの取組。 	<p>の向こう側』(厚生労働省)</p>
---	----------------------



ハンセン病について考えてみませんか!
元ハンセン病患者の心と行動に、差別意識をなくすために

長野県



ハンセン病の向こう側

厚生労働省

<資料紹介>

パンフレット「ハンセン病について考えてみませんか！」
作成：長野県（各中学校へ配布）

パンフレット「ハンセン病の向こう側」
作成：厚生労働省（各中学校へ配布）

i 刑を終えて出所した人

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>刑を終えて出所した人に対しては、本人に真しな更生の意欲がある場合であっても、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には極めて厳しい状況にある。</p> <p>刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を推進することが求められている。</p> <p>なお、学校教育において、刑を終えて出所した人の人権に関する指導を行う際には、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要がある。</p>	<p>・更生保護法</p>
<p>目 標 例</p>	<p>県教委作成の資料等</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・刑を終えて出所した人やその家族の人権を考える。 ・社会復帰を支える社会のあり方を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・『人権教育だより77号』 (学びと感動が人を変え

取組例	
<p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○更生のための支援や指導をされてきた方の講演会等の取組。 ○贖罪をテーマにした文学作品・道徳資料等による学習。 <p><社会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○更生のための支援や指導をされてきた方の講演会等の取組。 ○施設見学と現地研修。 	<p>る～角谷敏夫さんの講演から～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「わたし」と「あなた」そして「みんな」の人権』（歳月を経て） ・『参加型人権教育プログラム集』（H22,3月作成） （長野県の人権ガイド「松本少年刑務所「旭町中学校桐分校」） ・更生のための支援や指導をされてきた方を講師にお願いする方法も考えられる。

j 犯罪被害者等

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>我が国では、犯罪被害者やその家族の人権問題に関する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図ることが課題となっている。</p> <p>犯罪被害者等をめぐる問題としては、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害等を挙げることができる。犯罪被害者は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、また、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその追行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくない。</p> <p>学校教育において、犯罪被害者等の人権に関する指導を行う際には、誰もが犯罪被害者等になる可能性があることを認識させ、自らの問題として考えさせると同時に、個人情報等の取扱について十分配慮を行うことが必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等基本法 ・犯罪被害者等基本計画 ・犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律 ・犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律
目標例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・直接的被害のみならず精神的被害による人権侵害についても、知る権利とプライバシーの保護のあり方等を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害の当事者の方や家族、その支援者を講師にお願いする方法も考えられる。
取組例	
<p><学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害を受けた方やその家族の講演会などの取組。 ○犯罪被害を受けた家族の生き方などを扱った文学作品・道徳資料等による学習。 <p><社会></p> <ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害を受けた方やその家族の講演会などの取組。 	

k インターネットによる人権侵害

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>インターネットによる電子メールやホームページ、電子掲示板を利用したネットニュースなどは、いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被害者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。</p> <p>学校においては、情報に関する教科等において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知らせ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
目 標 例	県教委作成の資料等
<ul style="list-style-type: none"> 高度情報化社会における人権侵害の危険性について関心を高める。 情報を発信する場合の責任と義務について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 『人権教育だより74号』（ネット上のいじめへの対応を） @（ユビキタス）nagano リーフレット「子どもたちに悲しい顔をさせないために…」 リーフレット「便利さのうらにある危険をどう伝えますか？」
<p>取組例</p> <p><学校教育></p> <p>○道徳等での「情報モラルに関する」学習や講演会。</p> <p><社会教育></p> <p>○インターネットやケータイ等による人権侵害及び情報モラルに関する学習会を設定する。</p>	



<資料紹介>

DVD「ちょっと待って、ケータイ2」（文部科学省委託事業）

「道徳や特別活動などの授業で取り扱う場合は、1つの事例にしぼって視聴や討論を行くことをおすすめします。

保護者会、研修会など、保護者が視聴する際には、事例をしぼる、全体を視聴するなどをおすすめします。」（DVD付属の冊子より）

※DVD「ちょっと待って、ケータイ2」は、各教育事務所及び教学指導課心の支援室にあります。

1 その他

取組に当たっての基本的な考え方・観点	関係法令等
<p>・新たに生起する人権問題など、その他の課題についても、それぞれの問題状況に応じて、必要な取組を行っていくことが求められる。</p> <p>＜その他の人権課題の例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等 ・性的指向（異性愛，同性愛，両性愛）を理由とする偏見・差別 ・ホームレスの人権 ・性同一性障害者の人権 ・人身取引（トラフィッキング） 	<ul style="list-style-type: none"> ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 ・ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法 ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
目標例	県教委作成の資料等
<p>・同性愛者への差別といった性的指向に関わる問題、ホームレスの問題、拉致被害者の問題など、新たに生じてくる社会問題に人権の視点から関心を持ち、共に生きる社会のあり方を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・『人権教育だより77号』（人権教育Q&A性同一性障害） ・『人権教育だより78号』（人権教育Q&A色覚問題）、（格差・貧困問題と誠実に向き合う）
<p>＜学校教育＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拉致被害者の問題について、アニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」の上映等。 <p>＜社会教育＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性同一性障害者の人権について当事者の講演会を実施する。 ・ホームレスの人権や貧困問題について、支援者等の講演会を実施する。 	



資料紹介

○DVD「北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ『めぐみ』」

DVDは、各教育事務所及び教学指導課心の支援室にあります。

また、下記のアドレスで視聴することができます。

<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/gaiyou.html>

○映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」

拉致問題対策本部事務局では、映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」の上映会を開催したい希望のある中学校・高等学校等を募集しています

下記のアドレスから申し込み様式をダウンロードできます。

<http://www.rachi.go.jp/jp/minkan/megumi.html>

※「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成23年4月1日閣議決定をもって、一部変更され、第4章2中(12)を(13)とし、(11)の次に「(12)北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が加わりました。一部変更後の国の取り上げる人権課題は次のようになります。

- (1)女性 (2)子ども (3)高齢者 (4)障害者 (5)同和問題 (6)アイヌの人々 (7)外国人
 (8)HIV感染者・ハンセン病患者等 (9)刑を終えて出所した人 (10)犯罪被害者等
 (11)インターネットによる人権侵害 (12)北朝鮮当局による拉致問題等 (13)その他

☆人権教育のさらなる充実を求める機運が高揚している

○「人権教育の指導方法等の在り方について」

※〔第一次とりまとめ（平成16年6月）〕；「人権教育とは何か」についてわかりやすく提示

※〔第二次とりまとめ（平成18年1月）〕；指導方法等の工夫・改善のための理論的指針を提供

⇒〔第三次とりまとめ〕；第二次とりまとめが示した理論の理解を深めるため、具体的な実践事例等の資料を収集・掲載 【「指導等の在り方編」と「実践編」の2編に再編】

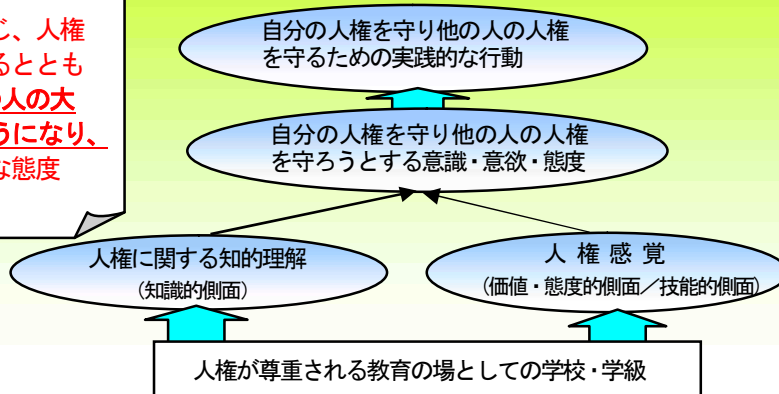
指導等の在り方編

第Ⅰ章 学校教育における人権教育の改善・充実の基本的考え方

人権教育の目標

児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現れるようにすること。

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】



第Ⅱ章 学校教育における人権教育の指導方法等の改善・充実

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携

1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進
2. 学校としての組織的な取組とその点検・評価
3. 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携

第2節 人権教育の指導内容及び指導方法等

1. 指導内容の構成
2. 効果的な学習教材の選定・開発
3. 指導方法の在り方

第3節 教育委員会及び学校における研修等の取組

1. 教育委員会における取組
2. 学校における研修の取組

実践編

「指導等の在り方編」の理解を助ける43の実践事例等

I 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携 【事例1～9】

- 全体計画及び年間指導計画の例
- 学校としての取組の点検・評価の取組例
- 家庭・地域、関係機関との連携及び校種間連携の取組例

など

II 人権教育の指導内容と指導方法【事例10～30】

- 人権に関する知的理解に関わる指導内容の構成例
- 人権感覚の育成に関わる指導内容の構成例
- 効果的な学習教材の選定・開発の例
- 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫例
- 「体験」を取り入れた指導方法の工夫例
- 児童生徒の発達段階を踏まえた指導方法の工夫例

III 教育委員会及び学校における研修等の取組

【事例31～43】

- 各学校の成果に関する情報発信の取組例
- 効果的な研修プログラムの例

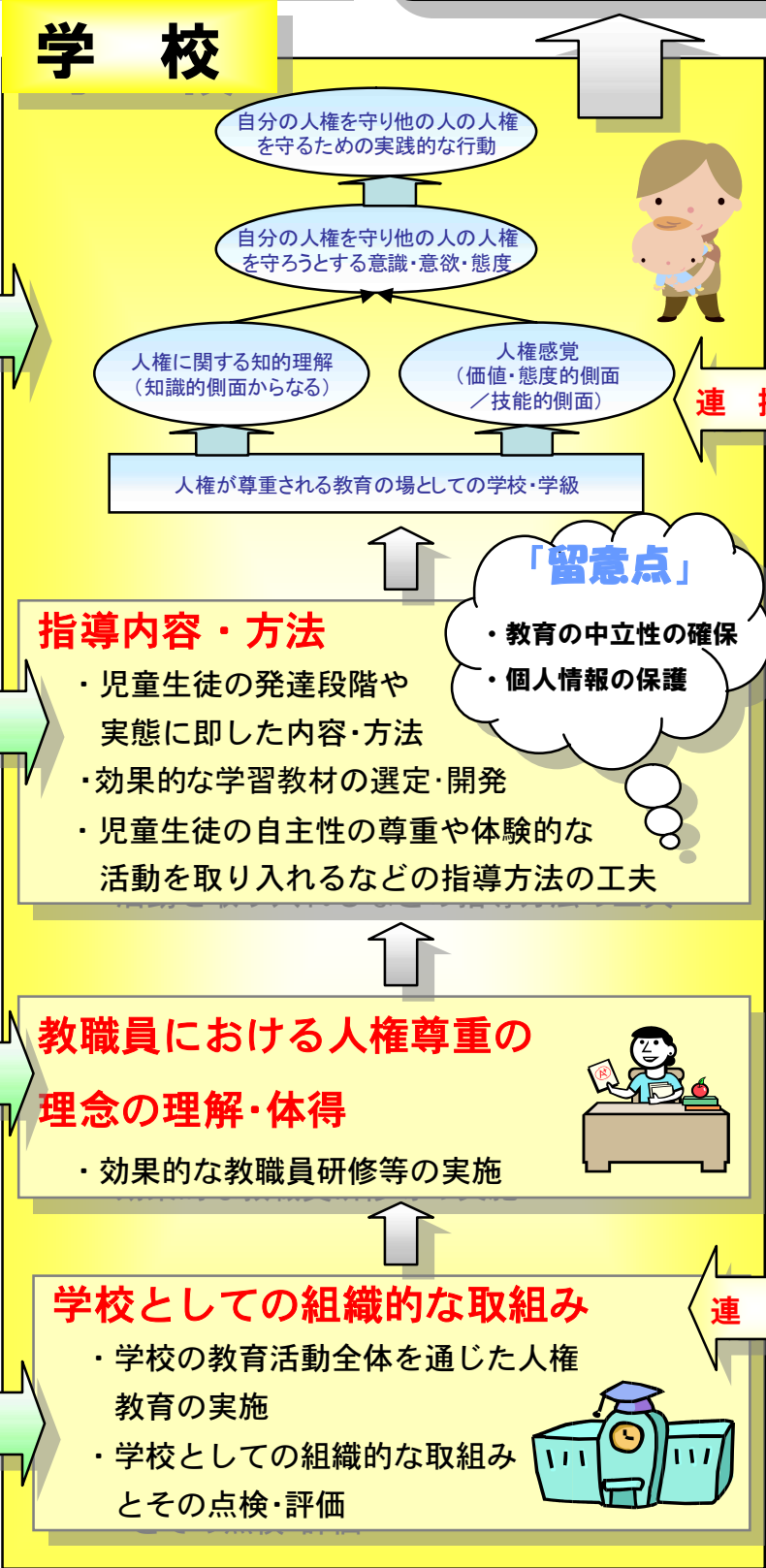
など

人権教育の推進

『教育の目的』
 人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成
 (教育基本法第1条)

『人権教育の目標』
 児童生徒が、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが、様々な場面等で具体的な態度や行動に現われるようにすること。

- 行政の支援**
- ①人権教育の理念や方向性等を示した計画の策定
 - ②人権教育の優れた実践事例の収集・分析・普及
 - ③人権教育に関する教職員用の事例集・指導書・手引書等の作成
 - ④人権教育に関する教職員研修の実施
 - ⑤実践的研究の実施
 - ⑥学校の組織体制の在り方や点検・評価に関する指導
- など



- 家庭・地域等との連携**
- ◎家庭や地域における人権感覚の育成
- ・学校の取組みの公表
 - ・子どもと保護者が共同で取り組む活動の実施
 - ・保護者や地域の人達の授業参観 など
- 校種間連携**
- ◎幼・保・小・中・高等学校、特別支援学校間の連携の促進
- ・校種を超えた授業研究、発達段階に応じたカリキュラムの共同研究
- 連携**
- ・系統的な人権教育の実施
 - ・交流活動の実施 など

長野県人権政策推進基本方針（概要）

（平成 22 年 2 月策定）

I 策定の趣旨

社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「長野県人権政策審議会答申」（平成 21 年（2009 年）3 月）をふまえ、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定しました。

II 基本方針の位置づけ

- 長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「長野県人権教育・啓発推進指針」（平成 15 年（2003 年））に代わるものです。
- 県民の皆様や企業、民間団体、市町村等においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

III 人権政策の基本理念

「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現、すなわち「人権が尊重される長野県づくり」を基本理念とします。

IV 人権施策の方向性

1 人権の視点に立った行政

- 県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進します。
- 人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。
- 職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

2 人権教育・啓発

- 学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。
- 自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。

（1）学校における人権教育

- 様々な教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取り組みます。
- 幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行います。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実に努めます。

(2) 社会における人権教育・啓発

多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努めます。

市町村や地域等での教育・啓発がより効果的に行われるよう、情報提供を行います。

人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

家庭・地域

○保護者が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割の重要性を認識するよう、家庭教育の充実に関する支援を進めます。

○公民館活動による学習機会の提供など市町村の人権教育・啓発事業やボランティア、NPO等が行う活動を支援します。

企業・職場

○各種業界団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の充実や人権教育の指導者育成を要請するとともに、企業の自主的な取組の支援を行います。

○企業経営者等に対して、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施され、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

(3) 人権啓発センターによる啓発

人権に関する情報の発信拠点として、資料展示や情報提供などの充実を図ります。

(4) 効果的な啓発

マスメディアやインターネットなどの活用や人権啓発イベントの開催など多様な機会の提供に努めます。

(5) 人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修

研修を充実させ、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動に現れるよう取り組みます。

(6) 国・市町村、県民、関係団体との協働

国・市町村や地域、企業、NPO等との連携・協働を進め、県民の主体的な取組を支援します。

(7) 人権教育・啓発に関する情報提供

人権に関する知識や教育手法など教育・啓発に関する有用な情報を収集し提供します。

3 人権相談・支援

○県民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

(1) 総合相談体制の整備

人権問題に関する総合相談体制を整備し、問題の早期解決が図られるよう支援します。

(2) 国、市町村、関係機関との連携

相談・支援の実効性を高めるため、国・県・市町村、人権擁護委員、NPOなど、人権に関わる関係機関・団体等と連携して対応します。

(3) 相談窓口等の周知広報

各種相談窓口や支援制度などについて、様々な機会や広報媒体を通じて周知します。

V 分野別施策の方向性

1 同和問題

- ・実効性のある相談体制の構築
- ・多様な手法による教育・啓発
- ・課題解決に向けた施策の推進

2 外国人

- ・多文化共生のための教育・啓発
- ・外国人に対する生活相談・支援
- ・教育環境の整備

3 女性

- ・男女共同参画社会づくりに向けた啓発
- ・行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画
- ・多様な活動や働き方が実現できる環境づくり
- ・あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

4 子ども

- ・子どもの人権の啓発
- ・人権に配慮した学校教育の推進
- ・子育て支援の充実
- ・児童虐待の防止等子どもの安全確保

5 高齢者

- 高齢者の人権を尊重する意識の醸成
- ・高齢者の生きがいづくり
 - ・高齢者が安心して生活できる環境づくり
 - ・高齢者の権利擁護

6 障害者

- ・障害者に対する理解の促進
- ・障害者の就労促進
- ・障害者の権利擁護の推進
- ・安心して生活できる地域づくり

7 HIV感染者・ハンセン病元患者等

- ・正しい知識の普及啓発
- ・検査・医療体制の充実

8 犯罪被害者

- ・犯罪被害者等に対する理解の促進
- ・関係機関・団体の連携
- ・適時適切な犯罪被害者等への支援

9 中国帰国者

- ・市町村による取組の支援
- ・生活支援の実施

10 様々な人権課題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人、性的指向及び性同一性障害、ホームレス、北朝鮮当局による人権侵害などの人権課題の人権教育・啓発や支援

11 インターネットによる人権侵害

- ・学校・社会における教育・啓発
- ・サイバー犯罪への適切な対応

VI 推進体制

1 推進体制と役割

○人権政策の効果的な推進に当たっては、国、県、市町村がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。

○県民による効果的な取組への支援を行うなど、県民との協働を進めます。

2 評価体制

○社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、長野県人権政策審議会に意見を求めるとともに、政策評価制度を活用して定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

人権教育推進プラン【人権教育指導の手引改訂版】の概要

教学指導課心の支援室

◎ 「人権教育指導の手引」(平成16年3月策定) - 改訂の経緯 -

～ 人権教育に取り組む教職員・社会教育リーダー 等のための手引書 ～

○ 国際的な動向

- ・ 「人権教育のための世界計画」(2004年～)が定められ、第1フェーズは初等中等教育に焦点をあてることとするなど、人権教育についての国際的な取組が進められている。

○ 国内の動向

- ・ 平成12年(2000年)に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、国や地方公共団体の責務が明示されるとともに、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された。

○ 文部科学省

- ・ 学校教育における人権教育推進のために、平成15年(2003年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、第一次から第三次にわたる[とりまとめ]を公表した。現在、各校において[第三次とりまとめ]の活用が図られている。

○ 長野県

- ・ 平成22年(2010年)2月に、「長野県人権政策審議会答申」(平成21年)を受け、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示す「長野県人権政策推進基本方針」を策定した。

※ 長野県教育委員会では、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」及び「長野県人権政策推進基本方針」の基本的方向を踏まえ、「人権教育指導の手引」を改訂し、「人権教育推進プラン」とした。

人権教育推進プラン【人権教育指導の手引改訂版】の基本的な考え方

◎ 策定にあたっての3つの柱

- 長野県で長く取り組まれてきた同和教育の理念・成果を活かすこと
- 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の活用が図られること
- 「長野県人権政策推進基本方針」を踏まえた人権教育の推進が図られること

◎ 人権教育の基本方針

- 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての **理解と認識** を深める
- 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う **共に生きる心** を醸成する
- 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく **意欲と実践力** を高める

理解と認識

・ 自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で役立つ知識を身につけることが大切

共に生きる心

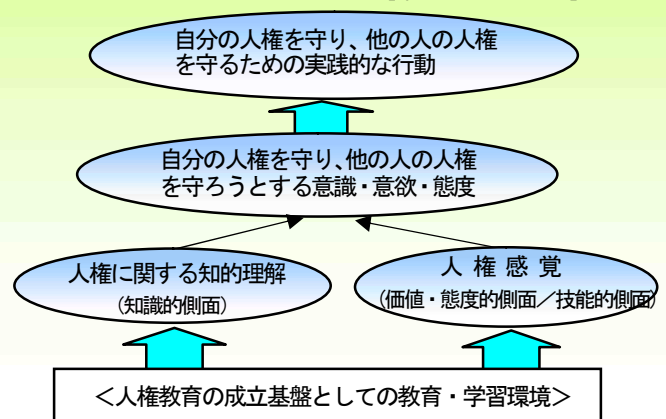
・ 「共に生きる心」とは「自分の大切さとともに、「他の人の大切さを認めること」であり、互いに人権感覚を高め合う中で育つ

意欲と実践力

・ 人権感覚が知的理解・認識とも結び付いて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度となり、自他の人権を守るための実践的行動につながる

【人権教育を通じて育てたい資質・能力】

([第三次とりまとめ]より)



◎ 様々な場での人権教育の推進

- 幼稚園・保育所における取組
 - ・ 一人ひとりを尊重した個別指導の充実を図る
 - ・ 体験を通して友だちとの関わりを深め、命の大切さを感じ取らせる
- 学校における取組
 - ・ すべての教育活動を通して推進する
 - ・ 命の大切さを感じ取らせる
 - ・ コミュニケーション能力を育てる
 - ・ 主体的に学び、生活に生かす
 - ・ 自尊感情を高める
 - ・ 一人ひとりがつながる集団づくり
- 家庭における取組
 - ・ 互いに尊重し合う家庭づくり
 - ・ 互いの思いを言葉で伝え合う
- 地域社会における取組
 - ・ 身近な生活の中にある問題に気づく
 - ・ 人権リーダーの育成と資質の向上を図る
 - ・ 自分の問題として捉え行動につなげる
- 企業・職場における取組
 - ・ 人権が尊重される職場づくり
 - ・ 社会への貢献

<学校教育編>

□ 人権教育は、全ての教育の基本という理念に立ち、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などの特質に応じて、教育活動全体を通じて計画的に推進

【 学校教育編の内容 】

- 1 教育活動全体を通じた人権教育の推進
 - ・ 人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりを進める
- 2 人権教育を通じて育てたい力
 - ・ 知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の3つの側面から捉えることができる
- 3 人権教育を推進する基盤づくり
 - ・ 隠れたカリキュラム(教育する側が意図する・しないに関わらず、学校生活を営む中で児童生徒自らが学び取っていく全ての事柄)の視点が重要
- 4 人権教育の具体的な進め方
- 5 全体計画の作成
- 6 年間指導計画の充実
- 7 人権教育の指導方法の工夫
 - ・ 協力、参加、体験を中核に置きながら、児童生徒が「感じ、考え、行動する」主体的な学習
- 8 効果的な学習教材の選定・開発
- 9 人権教育に視点を置いた学習指導案の作成
- 10 人権教育と生徒指導との連携
- 11 人権教育の充実と学力向上
 - ・ 効果のある学校(教育的に不利な環境の下にある児童生徒の学力水準を押し上げている学校)を目指す
- 12 効果的な教職員研修の工夫
- 13 学校人権教育関係資料

<社会教育編>

□ 人権尊重に対する国際的な潮流も踏まえて、全ての人の人権を尊重し、また自らが充実した人生を営む生涯学習としての人権教育を基軸に推進

【 社会教育編の内容 】

- 1 参加者が主体的に学ぶ学習会づくりに向けて
 - ・ 受け身の学習から、自分で感じ・考え・行動する学習会への転換を目指す
- 2 気づきを行動へ移すために
 - ・ 参加体験型の学習の意味
- 3 様々な学習方法とその留意点
 - ・ 気づきを引き出す活動
バズセッション、ロールプレイ
 - ・ みんなで考え方などを作り上げる活動
ブレインストーミング、シミュレーション
 - ・ 自分の目で確かめて認識を深める活動
フィールドワーク 等
- 4 人権教育学習会・研修会を開くにあたって
 - ・ 研修を企画する段階や会場設営における工夫の仕方や配慮すべき事柄
 - ・ 研修の形態を決めるまでの流れと留意点
- 5 人権学習におけるワークショップの進め方
 - ・ 基本的な学習展開とファシリテータの役割
- 6 ワークショップで進める学習の特徴と約束
 - ・ ワークショップを進める上での活動中の約束事や学習者の権利について
- 7 社会人権教育の関係資料

連携

『 資料編 』

- 個別の人権課題〔第三次とりまとめ〕より
- 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕(概要)
- 長野県人権政策推進基本方針(概要)



(ホオズキ)

平成23年(2011年)3月
長野県教育委員会事務局
教学指導課心の支援室
電話番号 026-235-7450
FAX 026-235-7495
Eメール kokoro@pref.nagano.lg.jp